

税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて

平成 15 年 2 月 28 日財関第 196 号
改正 平成 15 年 3 月 31 日財関第 343 号
改正 平成 15 年 6 月 26 日財関第 668 号
改正 平成 16 年 1 月 16 日財関第 39 号
改正 平成 16 年 3 月 19 日財関第 287 号
改正 平成 16 年 3 月 31 日財関第 349 号
改正 平成 16 年 7 月 8 日財関第 700 号
改正 平成 17 年 3 月 4 日財関第 268 号
改正 平成 18 年 3 月 31 日財関第 395 号
改正 平成 18 年 6 月 30 日財関第 794 号
改正 平成 19 年 3 月 31 日財関第 420 号
改正 平成 20 年 6 月 30 日財関第 721 号

標記のことについて、下記のとおり定めたので、平成 15 年 3 月 10 日からこれにより実施されたい。

ただし、第 2 章の規定は、平成 15 年 2 月 28 日より実施する。

記

第 1 章 税関手続申請システムによる手続等

(税関手続申請システム)

- 1-1 「税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年 2 月 28 日財務省令第 7 号）」（以下「省令」という。）に規定する電子情報処理組織は、税関手続申請システム（以下「システム」という。）とする。

(手続の指定)

- 1-2 省令第 3 条に規定する申請等のほか、次に掲げる手続については、システムを使用して行わせることができる。
- (1) 個別評価申告書の事前審査の手続等（関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）7-21）
 - (2) 評価申告書の提出（関税法基本通達 7-9）
 - (3) 担保提供書提出（関税法基本通達 9 の 6-6）
 - (4) 担保保証期間非更新届出（関税法基本通達 9 の 6-6）
 - (5) 担保の解除手続（関税法基本通達 9 の 6-10）
 - (6) 託送品目録の提出（関税法基本通達 15-6）
 - (7) 不開港在港期間等の変更願（関税法基本通達 20-8）
 - (8) 船機用燃料油振替積込承認申請（関税法基本通達 23-15）
 - (9) 他所蔵置許可期間延長申請（関税法基本通達 30-4）
 - (10) 見本一時持出（包括）許可申請（関税法基本通達 32-4）
 - (11) 保税台帳電磁的記録保存届出（関税法基本通達 34 の 2-4、61 の 3-1、62 の 7-2）
 - (12) 保税台帳電磁的記録保存変更届出（関税法基本通達 34 の 2-4、61 の 3-1、62 の 7-2）
 - (13) 同時蔵置特例届出（関税法基本通達 42-5（同基本通達 62 の 15-2 において準用する場合を含む。）、56-7）
 - (14) 同時蔵置特例変更届出（関税法基本通達 42-5（同基本通達 62 の 15-2 において準用する場合を含む。）、56-7）
 - (15) 保税地域許可内容変更届出（関税法基本通達 42-11、56-14、62 の 8-8）
 - (16) 保税地域蔵置貨物種類変更申請（関税法基本通達 42-11、62 の 8-8）

- (17) 保税作業貨物種類変更申請（関税法基本通達56-14、62の8-8）
- (18) 保税作業種類変更申請（関税法基本通達56-14、62の8-8）
- (19) 保税工場外作業場への直接搬入願（関税法基本通達61-7）
- (20) 保税工場外作業場からの積戻し願（関税法基本通達61-8）
- (21) 保税工場外作業によるさ細な副産物引取願（関税法基本通達61-9、62の15-1）
- (22) 貨物総量管理適用申出（関税法基本通達61の2-7、62の15-1）
- (23) 貨物総量管理適用更新申出（関税法基本通達61の2-7、62の15-1）
- (24) 保税作業によるさ細な副産物引取願（関税法基本通達61の3-2（同基本通達62の15-2において準用する場合を含む。））
- (25) 内国貨物運送期間延長承認申請（関税法基本通達66-4において準用する同基本通達63-12）
- (26) 仕入書に代わる書類及び仕入書の写し等の提出（関税法基本通達68-1-1、68-3-2）
- (27) 外国貨物古包装材料引取免税願（関税法基本通達67-4-16）
- (28) 外国貨物古包装材料引取免税願（包括）（関税法基本通達67-4-16）
- (29) 郵便物輸入関係書類事後処理申出（関税法基本通達76-4-10）
- (30) 製造用原料品製造工場所在地等変更申請（関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）13-8）
- (31) 製造用原料品製造工場承認内容変更申請（関税定率法基本通達13-8）
- (32) 製造用原料品製造工場廃業届出（協同組合一部廃業）（関税定率法基本通達13-8）
- (33) 製造用原料品製造工場承認期間の更新申請（関税定率法基本通達13-9、19-2）
- (34) 製造用原料品製造工場廃業届出（関税定率法基本通達13-24）
- (35) 特定用途免税貨物の用途外使用に該当しない用途の使用届出（関税定率法基本通達15-11）
- (36) 再輸出貨物免税申請（関税定率法基本通達17-2）
- (37) 農林漁業用重油等の振替承認申請（関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）9-10）
- (38) 軽減税率適用貨物等の用途外使用に該当しない用途の使用届出（関税暫定措置法基本通達10-1）
- (39) 軍納品作業（手入）着手届（特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）第1章10-1）
- (40) 免税車両等の再輸出期間猶予承認申請（特例法基本通達第3章20-1）
- (41) 一時輸入書類の更新承認申請（特例法基本通達第3章23-1）
- (42) 免税コンテナ記帳事務所報告（特例法基本通達第4章第1節6-5）
- (43) 冷凍コンテナユニット代替取付願（特例法基本通達第4章第1節15-6）
- (44) 通関手帳の再発給承認申請（特例法基本通達第5章11-1）
- (45) 保税みかかん詰製造報告（保税工場において製造されたかん詰に係る打落かん、端かん等の取扱いについて（昭和42年5月17日蔵関第464号）記1、2）
- (46) 製造歩留届（製造歩留事務提要の制定について（昭和45年6月1日蔵関第1282号）第1部7）
- (47) 装置等の認定申請（日韓共同開発区域において天然資源を探索し採掘するために必要な装置等の取扱いについて（昭和55年6月13日蔵関第676号）記第1.2.）
- (48) 装置等の搬出届（日韓共同開発区域において天然資源を探索し採掘するために必要な装置等の取扱いについて記第1.3.）
- (49) 装置等の使用状況報告（日韓共同開発区域において天然資源を探索し採掘するために必要な装置等の取扱いについて記第1.4.）
- (50) 自由貿易地域内国貨物展示届出（沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域等の取扱いについて（平成14年3月31日財関第254号）記5-1）
- (51) 自由貿易地域展示物品小売販売届出（沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域等の

取扱いについて記5-1)

(システムによる通知)

- 1-3 システムを使用して行われた1-2に掲げる手続に対する応答としての通知は、システムを使用して行うことができる。

(システムの使用)

- 1-4 1-2又は1-3の規定に基づきシステムを使用して行わせ又は行う場合の事前の届出、通知、交付又は入力事項は、省令及び次章の規定の例により取り扱うこととする。

第2章 利用申込手続等

(利用申込手続)

- 2-1 省令第4条第1項及び第5条第1項の規定による届出並びに省令第4条第2項及び第5条第2項の規定による通知又は提供については、次による。

(1) 届出の方法

別紙様式1「税関手続申請システム(登録・変更・解除)依頼票」(以下「依頼票」という。)及び当該様式の別紙「利用者情報調査票(登録・変更・解除)」(以下「調査票」という。)に別紙1「利用者情報調査票の記載要領等について」に必要事項の記入を行ったうえで、各税関本関においてはシステム企画調整室(これらが設置されていない税関においてはシステム企画調整官)、各税関支署、出張所及び監視署においては総務管理担当(以下「受理担当部門」という。)に1部提出を求める。

(2) 受理担当部門の処理

受理担当部門は、届出がされた依頼票等について必要事項等の記載の有無等を確認するとともに、法人については、届出者の社員証等の身分証明書等を提示させて当該身分証明書の写しをとることにより当該法人の営業所の所在を確認し、依頼票等に当該法人の登記事項証明書はその他のもので当該法人の所在を確認できる書類を添付させるものとするが、税関において当該法人の所在が明らかである場合又は登録内容の変更若しくは解除の場合には、当該添付を省略させて差し支えない。

個人については、届出者の運転免許証、健康保険証等の氏名及び住所が記載されている身元が確認できる書類を提示させることにより本人確認を行うこととするが、運転免許証等の身元が確認できる書類の提示ができない場合には、依頼票等に届出者の住民票の写しを添付させる。

また、通関業者が通関士登録(追加登録を含む。)を行う場合には、当該登録する通関士の通関士証票の写しを添付させることとする。

(3) 届出者への受領証の交付

上記(1)及び(2)により受理担当部門が依頼票等を受理したときは、当該依頼票の「※受付番号」欄に受付番号を付した上で、当該依頼票の写しを2部(登録内容の変更及び解除の場合には併せて調査票の写しを1部)とり、当該依頼票(登録内容の変更及び解除の場合には併せて調査票)の写し1部に受付印(接受印等)を押印し受領証として届出者に交付する。

また、依頼票の写しの一方は当該受理担当部門の控えとして保管する。

(4) システム企画調整室等への送付

受理担当部門において依頼票に付した受付番号を同一の届出に係る調査票の「※受付番号」欄に記入するとともに、別紙2「税関手続申請システム(CuPES)登録等受付一覧表」を作成し、当該一覧表とともに依頼票及び調査票を各税関システム企画調整室(これらが設置されていない税関においてはシステム企画調整官)(以下「システム企画調整室等」という。)へファックスにより送付する。

また、上記のファックスによる送付後に、依頼票及び調査票(身分証明書等の写し及び添付物を含む。)を各税関システム企画調整室等へ速やかに送付する。

(5) システム担当への送付

システム企画調整室等は、受理した調査票及び上記(4)により送付を受けた調査票の「※整理番号」欄に整理番号を付した上で依頼票及び調査票を東京税関調査部総括システム企画調整官税関手続申請システム担当(以下「システム担当」という。)へファックスにより送付する。

また、依頼票及び調査票（身分証明書等の写し及び添付物を含む。）の原本は、システム企画調整室等において保管する。

(6) システム担当での処理

システム担当は、上記(5)により送付された依頼票及び調査票に基づき、利用者コードの付与、利用者情報のシステムへの登録等を行うとともに、省令第4条第2項又は第5条第2項に掲げる事項等を記載した別紙様式2「C u P E S登録確認票」（以下「確認票」という。）を作成し、当該確認票とシステムに係る入出力用プログラムを記録した媒体（以下「媒体」という。）をシステム企画調整室等へ送付する。

ただし、上記(1)により提出された依頼票等が通関士又は接続回線の追加登録の場合は確認票のみを送付することとし、システムに登録されている内容の変更（通関士又は接続回線の追加登録の場合を除く。）又は解除に係るものである場合には確認票及び媒体の送付は要しない。

(7) システム企画調整室等での送付及び届出者への交付

システム企画調整室等において上記(6)により確認票及び媒体の送付を受けた場合には、その内容を確認し、それぞれの受理担当部門に送付する。

受理担当部門は、届出者に対し上記(3)で交付した依頼票の写しの提出と引き換えに確認票及び媒体の交付を行う。

また、届出者から提出された依頼票の写しについては、適宜、上記(3)で保管した控えとともにシステム企画調整室等へ送付する。

なお、交付を受けようとする者が上記(3)により交付した依頼票の写しを紛失した場合には、その者の身分証明書等を提示させること等により、届出者であることが確認できる場合のみ確認票及び媒体の交付を行うこととする。

（システム利用規約）

- 2-2 システム企画調整室等及び受理担当部門においては、2-1(1)の届出を行おうとする者から別紙3「税関手続申請システム利用規約」への同意を得るものとする。

（E D I 接続申込み）

- 2-3 利用者が、自社システムで作成したE D I電文（電子データ交換用電文）をシステムに係る入出力用プログラムを使用せずにシステムに送受信すること（以下「E D I 接続」という。）を希望する場合の申込手続は、次による。

(1) システム新規申込者

2-1(1)の届出の時に、「調査票」の「利用者側ダイヤルアップ電話番号」欄にE D I 接続の際に使用する電話番号を記入させる。

(2) システム既利用者

「調査票」（変更）の「利用者側ダイヤルアップ電話番号」欄にE D I 接続の際に使用する電話番号を記入させ、当該調査票を提出させる。

（E D I 接続試験申込み）

- 2-4 新規にE D I 接続を行う場合は、税関手続申請システム利用規約第5条に規定する接続試験をあらかじめ行うこととし、その申込手続は、次による。

(1) 申込みの方法

別紙様式3「接続試験申込書」に必要事項を記入させ、システム担当に1部提出させる。

(2) システム担当の処理

システム担当は、「接続試験申込書」を確認後、別紙様式4「接続試験確認書」に接続試験日時を記入し、(1) 擬似データ、(2) 接続試験業務入力可否一覧、(3) 接続試験可能業務フロー図及び(4) 接続試験内容の留意事項を添付の上、申込者に送付する。

（システムによる利用申込手続）

- 2-5 省令第4条第6項の規定に基づく、省令第4条第1項及び第5条第1項の規定による届出並びに省令第4条第2項及び第5条第2項の規定による通知については、次による。

(1) 届出の方法

電子政府の総合窓口システム（e-Gov）（以下「窓口システム」という。）に用意されている「C u P E S 利用者申込」の申請画面に必要事項を入力させるとともに、当該届出に係る情

報に電子署名を行い、省令第4条第6項に規定する電子証明書と併せてシステム企画調整室等への送信を求める。(当該届出をシステムが受理すると窓口システムから届出者へ到達番号及び問合せ番号が発行される。)

(2) システム企画調整室等の処理

システム企画調整室等のシステム端末に当該届出に係る情報(受理番号及び到達番号等)が出力されることから、システム企画調整室等は、当該届出に係る受理番号又は到達番号に基づき申請内容照会業務を行い、申請内容を確認するとともに、電子証明書の内容を確認する。(法人については、電子証明書に登録されている法人の名称と照会画面の「会社名・事業所等名」欄を、個人については電子証明書に登録されている所有者の名称と照会画面の「責任者名」欄に入力されている内容とを対査して同一性の確認を行う。)

また、通関業者が通関士登録(追加登録を含む。)を行う場合には、当該登録する通関士の通関士証票の写しを添付させることとする。

(3) システム担当へ依頼

システム企画調整室等は、上記(2)の到達番号を、システム担当へ電子メールにより送信し、システムへ利用者情報の登録等を依頼する。

(4) システム担当の処理

システム担当は、上記(3)により送信された到達番号に係る申請内容に基づき、利用者コードの付与、システムへ利用者情報の登録等を行う。

(5) システム企画調整室等への通知及び届出者への提供

システム担当は、システム企画調整室等からの依頼を受け利用者情報登録業務を行い、システム企画調整室等のシステム端末に利用者登録通知電文を出力させる。

ただし、上記(1)により受理した届出がシステムに登録されている内容の変更(通関士又は接続回線の追加登録の場合を除く。)又は解除に係るものである場合、手続が終了した旨の通知電文のみを送信する。

また、当該業務によって出力される確認電文又は手続が終了した旨の通知電文は、届出者に窓口システムの状況確認から取得することを求め、システムに係る入出力用プログラムは、システムに係るホームページから提供することとする

※ 受 付 番 号

税関手続申請システム

<input type="checkbox"/> 登 録
<input type="checkbox"/> 変 更
<input type="checkbox"/> 解 除

 依頼票

平成 年 月 日

税 関 長 殿

届出者
住 所 〒

会社・事業所名

責任者
役 職

㊟

氏 名

㊟

税関手続申請システムへの

<input type="checkbox"/> 登 録
<input type="checkbox"/> 変 更
<input type="checkbox"/> 解 除

 を希望しますので、別紙「利用者情報調査票」を提出します。

なお、「税関手続申請システム利用規約」に同意するとともに、システムの利用に際しては同規約を遵守します。

[提出部数]

別紙利用者情報調査票： 通

(注) ※印欄は、記入しないでください。

利用者情報調査票
(登 録 変 更 解 除)

提出年月日	平成 年 月 日	※受付番号
利用者コード(注1)		

フリガナ				
会社名・事業所等名				
欧 文				
郵便番号	-			
フリガナ				
住 所				
フリガナ			役 職	
責任者名			F A X 番 号	
電 話 番 号				
利用者情報調査票	(<input type="checkbox"/> 登 録 <input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 解 除)			
Sea-NACCS 利用者コード		Air-NACCS 利用者コード		JASTPRO コード
接 続 方 法 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> N A C C S 回 線 <input type="checkbox"/> インターネット回線 <input type="checkbox"/> ダイヤルアップ(電話回線でCuPESENTAへ直接接続する方法)			
利用者パスワード (6~8桁)				
メールパスワード (NACCS回線・ダイヤルアップ用) (6~16桁)				
インターネット用 メールパスワード (6~16桁)				
ダイヤルアップ 認証用パスワード (6~8桁)				
利用者側ダイヤル アップ電話番号(注2)				
通 関 士 登 録	通関士証票番号 (5桁)	通関士用利用者パスワード (6~8桁)	通関士用利用者コード (NACCS回線・ダイヤルアップ用)(注3)	通関士用利用者コード (インターネット用)(注3)
	①			
	②			
	③			
保 税 蔵 置 場 等 の 名称及び所在地(注4)				
備 考	担 当 者 名 : 連絡先(電話番号): 変更(解除)希望年月日: 年 月 日			

- (注1) 利用者コードは、変更、解除の場合のみ記入してください。(登録の場合は、記入不要)
- (注2) 利用者側ダイヤルアップ電話番号は、EDI接続(EDI仕様に基づき、利用者の自社システムで作成したEDI電文を直接システムに送受信する方法)を行う場合のみ記入してください。(最大10番号まで登録可。)
- (注3) 通関士用利用者コードは、パスワード変更、削除の場合のみ記入してください。(登録の場合は、記入不要。)
- (注4) 税関手続申請システムの利用により税関関係手数料第2条第1項第2号に規定する指定者となる場合は、保税蔵置場の許可手数料等の納付に係る保税蔵置場等の名称及び所在地を記入してください。

※印欄は、記入しないでください。

※整理番号

利用者情報調査票の記載要領等について

I. 「利用者情報調査票」記載要領

【登録の場合】

1. 標題「利用者情報調査票（登録・変更・解除）」
登録のにレを記載する。
2. 「提出年月日」欄
各税関官署への提出年月日を記載する。
3. 「利用者コード（注1）」欄
記載不要。
4. 「会社名・事業所等名」欄
 - (1) 会社名あるいは事業所等名を記載する。
(例 ○○会社(株)△△支店、○○会社(株)△△営業所)
 - (2) 欧文の会社名・事業所等名を記載する。
 - (3) フリガナを必ず記載する。
5. 「住所」欄
 - (1) 郵便番号（7桁）及び都道府県名から記載する。
 - (2) フリガナを必ず記載する。
6. 「責任者名」欄
 - (1) 責任者の氏名、役職名、電話番号及びFAX番号を記載する。
 - (2) フリガナを必ず記載する。
(注)「責任者」とは、各法人又は事業所等の長を指すものとする。
7. 「利用業務」欄
 - (1) 電子インボイスの登録業務を行う場合には、1. に○を付す。なお、電子インボイスの登録を行い、かつ、登録後自社申告のため、インボイス関連業務を行う場合は、【インボイス関連業務も利用（自社申告）】のにレを記載する。
 - (2) 通関業者の場合は、2. に○を付す。なお、自社申告のため、電子インボイスの登録を行う場合は、【電子インボイス情報登録も利用（自社申告）】のにレを記載する。
 - (3) 1. 又は 2. に該当しない場合には、3. に○を付し、利用予定の業務に対応するに「レ」を記載する（複数選択可）。（1. 又は 2. に○を付した場合、3. の各業務が利用できるため、3. への記載は不要。）（省略）
8. 「Sea-NACCS 利用者コード」、「Air-NACCS 利用者コード」欄
 - (1) NACCS 利用者の場合は、利用者コードを記載し、それ以外の者は空白とする。
 - (2) 複数の利用者コードがある場合は、税関手続申請システムで利用する利用者コードを記載する。
 - (3) 通関業者の場合は、通関業務のNACCS 利用者コードを記載する。
9. 「JASTPRO コード」欄
JASTPRO コード（(財)日本貿易関係手続簡易化協会発行の日本輸出入者標準コード）を取得している場合は記載する。（取得していない者は空白とする。）
10. 「接続方法」欄
 - (1) NACCS 通信回線での接続を希望する場合はNACCS 回線のにレを記載する。
なお、ゲートウェイ接続及びDI接続の場合は、NACCS 通信回線からの接続は不可であるため、以下(2)又は(3)の接続方法から選択する。
 - (2) インターネット回線での接続を希望する場合はインターネット回線のにレを記載する。
 - (3) 電話回線での直接接続（CUPESのダイアルアップ用アクセスポイントへの接続）を希望する場合はダイアルアップのにレを記載する。
11. 「利用者パスワード」欄
 - (1) 前記10.「接続方法」欄で選択した接続方法にかかわらず必ず記載する。
 - (2) 英数字（英字は大文字に限る。）、6～8桁の範囲内でパスワードを左詰めで記載する。

12. 「メールアドレス（NACCS回線・ダイヤルアップ用）」欄
 - (1) 前記 10. 「接続方法」欄でNACCS回線又はダイヤルアップを選択した場合に記載する。
 - (2) 英数字（英字は大文字に限る。）、6～16桁の範囲内でパスワードを左詰めで記載する。
13. 「インターネット用メールアドレス」欄
 - (1) 前記 10. 「接続方法」欄でインターネット回線を選択した場合に記載する。
 - (2) 英数字（英字は大文字に限る。）、6～16桁の範囲内でパスワードを左詰めで記載する。
14. 「ダイヤルアップ認証用パスワード」欄
 - (1) 前記 10. 「接続方法」欄でダイヤルアップを選択した場合に記載する。
 - (2) 英数字（英字は大文字に限る。）、6～8桁の範囲内でパスワードを左詰めで記載する。
（注）ダイヤルアップ用アクセスポイントの電話番号については、後日CUPES登録確認票等とともに送付する。
15. 「利用者側ダイヤルアップ電話番号」欄
EDI接続する者は、システムにて認証を行うため、ダイヤルアップ接続の際に用いる利用者側電話番号を記載する。（最大10番号まで）
16. 「通関士登録」欄
 - (1) 前記 7. 「利用業務」欄で 2. 通関業務に○を付した利用者で、通関業法第 14 条（通関士の審査等）の手続を行う通関士は、通関士証票番号（5 桁）及び通関士用利用者パスワード（6～8 桁）を左詰めで記載する。（通関士証票の写しの添付が必要。）
 - (2) 「通関士用利用者コード」は記載不要。
17. 「保税蔵置場等の名称及び所在地」欄
税関手続申請システムの利用により税関関係手数料令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する指定者となる場合は、保税蔵置場の許可手数料等の納付に係る保税蔵置場等の名称及び所在地を記載する。
18. 「備考」欄
本調査票についての連絡先（実際の担当者の氏名及び電話番号）を記載する。
19. その他（注意事項等）
 - (1) 「Sea-NACCS 利用者コード」、「Air-NACCS 利用者コード」、「JASTPRO コード」、「通関士登録」及び各「パスワード」の記載においては、英字の I（アイ）、O（オー）及び数字の 1（イチ）、0（ゼロ）を区別するため、英字の I（アイ）及び O（オー）の上部に横棒（-）を付す。
 - (2) 各種パスワードについては、届出者が希望するものを記載することとするが、セキュリティ面を考慮し、できる限りそれぞれ異なるものを記載する。

【変更の場合】

※ 上記【登録の場合】の「4.」～「15.」並びに「17.」の内容に変更がある場合及び「16. 通関士登録」の通関士の追加登録、登録された通関士用利用者コードに係る通関士用利用者パスワードの変更、通関士登録の削除の場合は、「変更」として提出する。

※ 変更する事項に変更後の内容を記載する。（変更する事項のみを記載）

1. 標題「利用者情報調査票（登録・変更・解除）」
変更のにレを記載する。
2. 「提出年月日」欄
各税関官署への提出年月日を記載する。
3. 「利用者コード（注1）」欄
付与された利用者コードの頭5桁を記載する。
4. ～15. 及び 17.
上記【登録の場合】に準じて記載する。（変更する事項のみを記載）
（注）7. 「利用業務」欄については、下記の要領で行う。
 - (1) NACCS利用者でない場合

「1. 電子インボイス情報の登録」業務を追加する場合は、「変更」ではなく新規に「登録」の申し出を行うこととする。（この場合には、新たに利用者コードを付与することとし、当初の利用者コードは使用不可となる。）

(2) NACCS 利用者の場合

「1. 電子インボイス情報の登録」業務を追加する場合は、「変更」（1. 電子インボイス情報の登録に○を付す。なお、必要に応じて【□インボイス関連業務も利用（自社申告）】の□にレを記載する。）で届出を行う。（利用者コードは継続して使用可能。）

(3) 通関業者の場合で「電子インボイス情報の登録」業務の追加を行う場合には、「変更」（【□電子インボイス情報登録も利用（自社申告）】の□にレを記載する。）で届出を行うこととする。（利用者コードは継続して使用可能。）

16. 「通関士登録」欄

(1) 追加登録の場合は、上記【登録の場合】の7.(1)と同様に通関士証票番号（5桁）及び通関士用利用者パスワード（6～8桁）を左詰めで記載する。（通関士用利用者コードの記載は不要。また、通関士証票の写しの添付が必要。）

(2) 通関士用利用者パスワードの変更の場合は、変更後の通関士用利用者パスワード（6～8桁）及び通関士用利用者コード（8桁）を左詰めで記載する。

(3) 通関士登録の削除の場合は、削除する通関士用利用者コード（8桁）のみを左詰めで記載する。

18. 「備考」欄

本調査票についての連絡先（実際の担当者の氏名及び電話番号）を記載する。

また、変更を行う日を指定する必要がある場合には、変更（解除）希望年月日を記載する。（当該「変更（解除）希望年月日」より登録内容を変更することとなる。）

19. その他（注意事項等）

(1) 「利用者コード」、「Sea-NACCS 利用者コード」、「Air-NACCS 利用者コード」、「JASTPRO コード」、「通関士登録」及び各「パスワード」の記載においては、英字の I（アイ）、O（オー）及び数字の 1（イチ）、0（ゼロ）を区別するため、英字の I（アイ）及び O（オー）の上部に横棒（-）を付す。

(2) 各種パスワードについては、届出者が希望するものを記載することとするが、セキュリティ面を考慮し、できる限りそれぞれ異なるものを記載する。

【解除の場合】

※ 税関手続申請システムの利用を止める場合は、「解除」として提出する。

1. 標題「利用者情報調査票（□登録・□変更・□解除）」

□解除の□にレを記載する。

2. 「提出年月日」欄

各税関官署への提出年月日を記載する。

3. 「利用者コード（注1）」欄

付与された利用者コードの頭5桁を記載する。

「4.」～「17.」は記載不要。

18. 「備考」欄

本調査票についての連絡先（実際の担当者の氏名及び電話番号）を記載する。

また、解除を行う日を指定する必要がある場合には、変更（解除）希望年月日を記載する。（当該「変更（解除）希望年月日」から解除することとなる。）

19. その他（注意事項等）

「利用者コード」の記載においては、英字の I（アイ）、O（オー）及び数字の 1（イチ）、0（ゼロ）を区別するため、英字の I（アイ）及び O（オー）の上部に横棒（-）を付す。

II. 「利用者情報調査票」の提出部数

「利用者情報調査票」は、登録、変更、解除の種別毎に、それぞれ1部を提出する。

PDF ファイル
別紙様式 3
PDF ファイル

平成 年 月 日

接続試験確認書

〇〇〇〇株式会社
接続試験担当者 殿

東京税関事務管理課
(CuPES 担当)

税関手続申請システム利用規約第 5 条の規定による申出のありました接続試験について、下記の内容により実施していただくようよろしくお願します。

記

1 接続試験日時

平成 年 月 日 時 分 ～平成 年 月 日 時 分

2 添付資料

- (1) 擬似データ
- (2) 複続試験実施可能業務フロー図
- (3) 接続試験業務入力可否一覧
- (4) 接続試験内容の留意事項

3 備考

接続試験に係る問合せは、平日（祝祭日を除く）9：00～17：00 にお願します。

東京税関事務管理課

CuPES 担当 電話番号：03-3471-9610

メールアドレス：shinagawa_jimu@tokyo-customs.go.jp

税関手続申請システム利用規約

(目的)

第1条 税関手続申請システム利用規約(以下「本利用規約」という。)は、税関手続申請システムを利用する場合に必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本利用規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「システム」とは、税関手続申請システム(CuPES)をいう。
- 二 「税関」とは、各税関及び沖縄地区税関をいう。
- 三 「申請等」とは、申請、届出その他の法令又は通達の規定に基づき財務省又は税関に対して行われる通知をいう。
- 四 「処分通知等」とは、財務省又は税関に対して行われた申請等に対する応答としての通知その他の法令又は通達の規定に基づき財務省又は税関が行う通知をいう。
- 五 「手続等」とは、申請等の送信又は処分通知等の受信をいう。
- 六 「システム利用者」とは、税関から交付された入出力用プログラム及び利用者コード等を使用してシステムを利用する者をいう。
- 七 「入出力用プログラム」とは、システムの利用に当たりシステム利用者の使用に係る電子計算機にインストールするプログラムで税関が提供するものをいう。
- 八 「利用者コード等」とは、税関から通知された利用者コード、通関士コード、メールアカウント、ダイアルアップ認証用ユーザ名、インターネット用メールアカウント、利用者パスワード、メールパスワード、ダイアルアップ認証用パスワード又はインターネット用メールパスワードをいう。
- 九 「電子納付」とは、インターネットバンキング等を利用して行う関税、内国消費税、登録免許税又は手数料等の納付をいう。
- 十 「納付情報」とは、電子納付を行うために必要なものとして、システム利用者に対し、システムから通知される納付番号、確認番号及び収納機関番号をいう。
- 十一 「EDI接続」とは、利用者が、自社システムで作成したEDI電文(電子データ交換用電文)を入出力用プログラムを使用せずにシステムに送受信する方法をいう。
- 十二 「EDI仕様」とは、財務省関税局が定めるEDI接続のための仕様をいう。

(設備等)

第3条 システム利用者は、システムを利用するために必要なすべての機器(ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。)を自己の負担において準備するものとする。また、その際に必要な手続は、システム利用者が自己の責任と費用で行うものとする。

(システム利用者の責務)

第4条 システムの利用及びシステム利用者が使用する利用者コード等の管理は、自己の責任で行うものとする。

- 2 利用者コード等を使用して行われた行為は、当該利用者コード等に係るシステム利用者の行為とみなす。
- 3 利用者コード等が第三者に漏洩される等、当該利用者コード等に係るシステム利用者以外の第三者にシステムを利用されるおそれが生じた場合には、当該システム利用者は、直ちに税関にその旨の連絡を行うものとする。
- 4 システム利用者は、申請等を行った場合には、自らの使用に係るメールボックスを随時確認し、当該メールボックスに格納された処分通知等を受信するものとする。
- 5 システム利用者は、納付情報を利用し本システムに関する法令等に定める事項及び金融機関の定める事項に従って電子納付を行う。この場合において、電子納付の方法、取扱金融機関、納付可能時間、領収証書の発行及び納付金額に制限があることを了解の上、電子納付を行うものとする。
- 6 システム利用者は、システムの利用の停止、休止、中断若しくは制限又は通信回線の障害等により、電子納付が行えない場合があることを了解の上、電子納付を行うものとする。

7 電子納付に際して、金融機関の定める預貯金の払出しに必要な手数料その他金融機関から受けるサービスの対価として必要となる費用は、システム利用者の負担とする。

(EDI接続)

第5条 新規にEDI接続を行おうとする者は、EDI仕様に則り自社システムを構築し、EDI仕様に定める接続試験を行わなければならない。

(システムの利用時間)

第6条 システムを利用することができる時間帯は、システムの掲示板等を通じて公表するものとする。

(システムの停止)

第7条 税関は、システム利用者が次条各号に掲げる行為のいずれかを行った場合又は第9条第2項に規定する通知に従わない場合には、当該システム利用者に対しシステムの利用を停止することができる。

(禁止事項)

第8条 システム利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 システムの利用申込手続において虚偽の事項を届け出ること。
- 二 利用者コード等を第三者に提供すること。
- 三 システムを手続等以外の目的で利用すること。
- 四 システムを利用して公序良俗に反する行為を行うこと。
- 五 システムの運用を故意に妨害すること又はシステムの運用において現に支障を及ぼし若しくは支障を及ぼすおそれがあると思料される行為を行うこと。
- 六 システムのソフトウェア、ハードウェア、通信機器等の機能を阻害し又は破壊するように意図されたプログラム及びファイル等をシステムに対して送信すること。
- 七 入出力用プログラムを複製、複写又は改変すること。
- 八 入出力用プログラム又は複製、複写若しくは改変された入出力用プログラムを第三者に提供すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、本利用規約に違反する行為。

(免責事項)

第9条 税関は、入出力用プログラムが全ての利用環境において動作すること、入出力用プログラムにプログラミング上の誤りその他瑕疵のないこと、入出力用プログラムがシステム利用者の利用目的に適合すること、入出力用プログラム及びその使用がシステム利用者又は第三者の権利を侵害するものでないことその他いかなる内容についても保証するものではない。

2 税関は、入出力用プログラムの補修、保守その他いかなる義務も負わない。また、入出力用プログラムの使用並びにシステムを利用したことにより発生したシステム利用者の損害及びシステム利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わない。

(セキュリティ対策)

第10条 システム利用者は、システムの利用に際し自己の使用に係る電子計算機について、ウイルス対策ソフトを導入する等セキュリティ対策に努めなくてはならない。

2 税関は、システム利用者がセキュリティ対策に努めていない場合又は努めていないと思料される場合には、当該システム利用者に対し、必要な措置を講ずべきことを通知することができる。

(本利用規約の改正)

第11条 税関は、本利用規約の改正を行った場合は、システムの掲示板等を通じて公表するものとする。

2 本利用規約の改正後にシステム利用者がシステムの利用を継続したときは、当該システム利用者は、改正後の本利用規約に同意したものとみなす。

(保守等によるシステムの停止)

第12条 税関は、次に掲げる場合には、システム利用者への事前の通知を行うことなく、システムを停止できるものとする。

- 一 システムの保守、改変又は増設等を緊急に行う必要がある場合
- 二 システムの利用が著しく集中した場合

三 システムに重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合